

平成25年 4 月26日開会

平成25年 4 月26日閉会

平成25年三宅町議会
第1回臨時会会議録

三宅町議会

平成25年4月三宅町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	3
第 1 号 (4月26日)	
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	5
職務のため会議に出席した者の役職氏名	5
議事日程	6
議長挨拶	8
町長挨拶	8
開会の宣告	9
議事日程の報告	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	9
承認第1号～承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議長の辞職について	13
日程の追加	13
選挙第2号 議長の選挙	13
日程の追加	15
副議長の辞職について	16
日程の追加	16
選挙第3号 副議長の選挙	16
日程の追加	18
選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任	18
日程の追加	19
選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任	19
各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告	20
日程の追加	20

選挙第4号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙	20
日程の追加	21
選挙第5号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙	21
日程の追加	22
選挙第6号 国保中央病院組合議会議員の選挙	22
監査委員の辞任について	23
日程の追加	23
同意第2号の上程、説明、採決	24
町長挨拶	24
閉会の宣告	25
署名議員	27

三宅町告示第90号

平成25年4月三宅町議会第1回臨時会を
次のとおり招集する

平成25年4月18日

三宅町長 志野孝光

記

1. 招集日時 平成25年4月26日 金曜日
午後 1時00分 開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場
1. 付議事件
 - (1) (専決処分事項報告) 平成24年度三宅町一般会計第8回補正
予算について
 - (2) (専決処分事項報告) 平成24年度三宅町国民健康保険特別会
計第4回補正予算について
 - (3) (専決処分事項報告) 三宅町職員定数条例の一部を改正する条
例の制定について

- (4) (専決処分事項報告) 三宅町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) (専決処分事項報告) 三宅町基本構想審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) (専決処分事項報告) 三宅町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) (専決処分事項報告) 三宅町河川占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) (専決処分事項報告) 三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (10) 議長の辞職について

平成25年4月三宅町議会第1回臨時会

会期日程表

平成25年4月26日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	4月26日 金曜日	午後1時00分	臨時会開会

平成25年4月三宅町議会第1回臨時会

招集の日時 平成25年4月26日金曜日午後1時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

渡辺哲久	植村ケイ子	川口靖夫
中尾正巳	廣瀬規矩次	馬場武信
松田睦男	池本久隆	辰巳勝秀
梅本勝久		

欠席議員数(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	志野孝光	副町長	中村吉代茂
総務部長	中川章	教育長	松並宣也
未来創造部長	東浦一人	くらし創造部長	松本幹彦
土木環境部長	岡本豊彦	幼児園園長	吉井五十鈴
教育委員会事務局次長	吉田明宏	会計管理者	向井理則

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	土江義仁	モニター室係	森本典秀
モニター室係	田中修三		

本日の会議に付議した事件

議事日程(別紙のとおり)

本会議の会議録署名議員氏名

3番議員	川口靖夫	4番議員	中尾正巳
------	------	------	------

平成25年4月三宅町議会第1回臨時会

議 事 日 程

平成25年4月26日 金曜日

午後 1時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 承認第1号 (専決処分事項報告) 平成24年度三宅町一般会計第8回補正予算について
- 日程第4 承認第2号 (専決処分事項報告) 平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算について
- 日程第5 承認第3号 (専決処分事項報告) 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 承認第4号 (専決処分事項報告) 三宅町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 承認第5号 (専決処分事項報告) 三宅町基本構想審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 承認第6号 (専決処分事項報告) 三宅町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 承認第7号 (専決処分事項報告) 三宅町河川占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 承認第8号 (専決処分事項報告) 三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 承認第9号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議長の辞職について
- 日程第13 選挙第2号 議長の選挙
- 日程第14 副議長の辞職について

- 日程第15 選挙第3号 副議長の選挙
- 日程第16 選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任
- 日程第17 選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任
- 日程第18 選挙第4号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙
- 日程第19 選挙第5号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙
- 日程第20 選挙第6号 国保中央病院組合議会議員の選挙
- 日程第21 同意第2号 監査委員の選任について

◎議長挨拶

○議長（辰巳勝秀君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。定刻より少し早いんですが、始めさせていただきます。

本日、平成25年4月三宅町議会第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多用の中ご出席を賜り、心から敬意を表する次第でございます。

本日、提案されております議案につきましては、専決処分事項報告の承認9件と議会人事を中心に審議をお願いいたします。

円滑な議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（辰巳勝秀君） 開会に先立ちまして、志野町長より挨拶をいただきます。

志野町長。

○町長（志野孝光君） 議員の皆さん、こんにちは。

本日、ここに平成25年4月三宅町議会第1回臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ご多忙の中ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

また、平素は、町政に対しまして格別のご理解、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さきの3月定例会において、行財政改革を一層進めていくための根幹となる組織機構改革のご承認をいただき、1カ月弱が過ぎたところであり、もう少しの間、町民の皆様方にはご迷惑をおかけいたしますが、何とぞ議員皆様方もご理解いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に提案いたしておりますのは、補正予算の専決処分案2件、条例改正の専決処分案7件の計9案件であります。何とぞ慎重ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、議会からは、議長の辞任によります役職の選出が予定されているところであり、円滑な議事運営をいただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

◎開会の宣告

○議長（辰巳勝秀君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、平成25年4月三宅町議会第1回臨時会は成立しましたので、開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午後 1時02分）

◎議事日程の報告

○議長（辰巳勝秀君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辰巳勝秀君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により3番議員、川口靖夫君及び4番議員、中尾正巳君の2人を指名します。

◎会期の決定

○議長（辰巳勝秀君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 異議なしとの声がありましたので、異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

これより議事に入ります。

◎承認第1号～承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（辰巳勝秀君） お諮りします。

日程第3、承認第1号（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第11、承認第9号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの承認9件を一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辰巳勝秀君) 異議なしとのお声がありましたので、異議なしと認めます。

一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、志野町長より提案理由の説明を求めます。

志野町長。

○町長(志野孝光君) 本臨時会に提出いたしました各議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、承認第1号 平成24年度三宅町一般会計第8回補正予算については、歳入で自動車重量譲与税13万1,000円の減額、地方揮発油譲与税29万4,000円の減額、自動車取得税交付金286万2,000円の減額、地方特例交付金162万2,000円の減額、地方交付税並びに特別交付税、合わせて2,637万3,000円の増額、式下中学校普通交付税負担金262万6,000円の減額、土地売払収入2,201万8,000円の減額、財政調整基金繰入金1,400万円の減額については、おのこのの交付額並びに決算見込み額の確定に伴う補正を行ったものであります。

歳出の総務費では、財政調整基金積立金に2,000万円の減額を行い、民生費の国保会計繰出金の増加により290万円の増額を行い、予備費においては8万円の減額を図っております。

以上のことから、歳入・歳出予算額におのこの1,718万円の減額を行い、予算総額を33億4,467万7,000円とする補正予算が必要となり専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

次に、承認第2号 平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算については、歳入では、一般会計繰入金290万円の増額を行ったものであります。歳出においては、一般被保険者療養給付費として290万円の増額を図っており、歳入・歳出予算額におのこの290万円の増額を行い、予算総額を9億5,655万5,000円とする補正予算が必要となり専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

次に、承認第3号 三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、年度末の退職等で職員数が減ったことに伴い、条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出をいたしております。

次に、承認第4号 三宅町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定

について、承認第5号 三宅町基本構想審議会条例の一部を改正する条例の制定について、承認第6号 三宅町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について、承認第7号 三宅町河川占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、承認第8号 三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件の条例改正につきましては、4月1日からの組織機構改革に伴い、おのおの担当課の名称変更を行ったことから条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

次に、承認第9号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法関係法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険の被保険者であった者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の際、移行し、国民健康保険の被保険者でなくなった者も含めて軽減対象基準額を算定することとしている措置を5年の期限を廃し恒久化するほか、特定世帯に係る世帯別平等割額を最初の5年間2分の1減額する現行措置に加え、その後3年間4分の1減額する措置を講ずることとする条例の改正が生じたため専決処分を行いましたので、議会へこれを報告し、承認を願うべく提出いたしております。

以上が、今臨時会に提出いたしました承認案9件の概要説明でありますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、説明を終わります。

○議長（辰巳勝秀君） ただいま説明が終わりました。

これより日程第3、承認第1号（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第8回補正予算についてより、日程第11、承認第9号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの承認9件の総括質疑はありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辰巳勝秀君） 討論なしとのお声がありましたので、討論なしと認めます。討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、承認第1号（専決処分事項報告）平成24年度三宅町一般会計第8回補正予算について、日程第4、承認2号（専決処分事項報告）平成24年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算についての承認2件を一括採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第5、承認第3号（専決処分事項報告）三宅町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第6、承認第4号（専決処分事項報告）三宅町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第10、承認第8号（専決処分事項報告）三宅町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの承認5件を採決します。

この採決は起立で行います。

本承認5件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第11、承認第9号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（辰巳勝秀君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

なお、私事ではございますが、先般、辞職願を提出しておりますので、この際、退席したいと思っておりますので、廣瀬副議長に議長席にご登壇願います。廣瀬副議長、お願いします。

◎議長の辞職について

○副議長（廣瀬規矩次君） ただいま、議長代行をご指名いただきましたので、議長の代行を務め、議事を進行してまいりたいと思っております。

日程第12、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、辰巳勝秀君の退場を求めます。

（辰巳議員退場）

○副議長（廣瀬規矩次君） お諮りいたします。

辰巳勝秀君の議長の辞職願の朗読を省略し、議長の辞職を許可することに異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

よって、辰巳勝秀君の議長の辞職を許可することに決定いたします。

議場に戻っていただきます。

（辰巳議員入場）

◎日程の追加

○副議長（廣瀬規矩次君） ただいま議長が辞職をされました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13、選挙第2号として議長の選挙を行いたいと思っております。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（廣瀬規矩次君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第13、選挙第2号として議長の選挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第2号 議長の選挙

○副議長（廣瀬規矩次君） 追加日程第13、選挙第2号 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしましょう。

（「投票をお願いします」と呼ぶ者あり）

○副議長（廣瀬規矩次君） はい。ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖していただきます。

（議場閉鎖）

○副議長（廣瀬規矩次君） ただいまより投票記載所、投票箱の準備をいたしますので、しばらくお待ち願いたいと思います。

ただいまの出席議員数は10人でございます。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番議員、渡辺哲久議員、2番議員、植村ケイ子議員を指名いたします。

投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名でございます。

（投票用紙配付）

○副議長（廣瀬規矩次君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（廣瀬規矩次君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いしたいと思います。

（投票箱点検）

○副議長（廣瀬規矩次君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いいたします。

（投票）

○副議長（廣瀬規矩次君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（廣瀬規矩次君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1番、渡辺哲久議員及び2番、植村ケイ子議員、開票の立ち会いをお願いしたいと思います。

(開票)

○副議長（廣瀬規矩次君） 選挙の結果をご報告いたします。

投票総数は10票、有効投票が9票、無効投票が白紙1票でございます。有効投票のうち、馬場武信君6票、松田睦男君3票。

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、馬場武信君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（廣瀬規矩次君） ただいま議長に当選されました馬場武信君が議長におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

馬場武信君より当選受諾及び就任のご挨拶がありますので、お願いしたいと思います。

○議長（馬場武信君） ただいま皆様方より議長に推挙賜りました馬場でございます。もとより未熟なる点多々あるかと存じますが、議長職の重みを十分に受けとめ、住民から信頼される議員、議会であることを旨としてまいります。そのためには、聖徳太子の十七条憲法にうたわれております「和をもってとうとしとなし、逆らうことなきをすべし、人皆党あり」これを議会運営の基本にしてまいります。

議長におられます皆様方を初め、関係各位に今後のご協力をお願いし、議長就任の挨拶といたします。ありがとうございます。

○副議長（廣瀬規矩次君） 新議長が決定いたしましたので、議長を交代し、申し合わせにより私の辞職願を提出いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

どうもご協力ありがとうございました。

議長席をお願いいたします。

(議長交代)

◎日程の追加

○議長（馬場武信君） ただいまより、副議長の廣瀬規矩次君より副議長の辞職願が提出

されました。

お諮りいたします。

副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第14、副議長の辞職を議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職を日程に追加し、追加日程第14、副議長の辞職を議題とすることに決定いたしました。

◎副議長の辞職について

○議長(馬場武信君) 追加日程第14、副議長の辞職を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、廣瀬規矩次君の退場を求めます。

(廣瀬議員退場)

○議長(馬場武信君) 副議長の辞職についてお諮りいたします。

副議長の廣瀬規矩次君の辞職願の朗読を省略し、副議長の辞職を許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) ご異議なしと認めます。

よって、副議長の廣瀬規矩次君の副議長の辞職を許可することにいたします。

議場に戻っていただきますよう。

(廣瀬議員入場)

◎日程の追加

○議長(馬場武信君) ただいま副議長が辞職されました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第15、選挙第3号として選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) ご異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第15、選挙第3号 副議長の選

挙を行うことに決定いたしました。

◎選挙第3号 副議長の選挙

○議長（馬場武信君） 追加日程第15、選挙第3号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法はいかがいたしましょうか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） はい。ただいま投票の声がありましたので、選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めてください。

（議場閉鎖）

○議長（馬場武信君） ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番、川口靖夫議員及び4番、中尾正巳議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。お願いします。

（投票用紙配付）

○議長（馬場武信君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 配付漏れなしと認めます。

立会人の方は、投票箱の点検をお願いします。

（投票箱点検）

○議長（馬場武信君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票をお願いします。

（投票）

○議長（馬場武信君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、川口靖夫議員及び4番、中尾正巳議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（馬場武信君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票8票、白票2票です。有効投票のうち、川口靖夫君6票、松田睦男君2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、川口靖夫君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開場願います。

(議場開鎖)

○議長（馬場武信君） ただいま副議長に当選されました川口靖夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

川口靖夫君より当選受諾及び就任挨拶があります。

川口君、どうぞ。

○副議長（川口靖夫君） 私ごとき者を副議長に選んでいただき光栄に存じます。また、身の引き締まる思いでございます。これからは馬場議長を精いっぱい支え、議会の改革、また町民の利益を考えながら、ともどもやっていきたいとこのように考えております。

今後とも、馬場議長ともどもご支援、ご鞭撻賜りますように、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

○議長（馬場武信君） ここで暫時休憩を行いたいと思います。

なお、再開の予定は2時10分に予定しておりますが、準備が整い次第、また開催いたします。ただいまから休憩いたします。

(午後 1時40分)

○議長（馬場武信君） ただいまより再開いたします。

(午後 2時00分)

◎日程の追加

○議長（馬場武信君） 三宅町議会常任委員会委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

よって、三宅町議会常任委員会委員の選任を日程に追加することに決定いたしました。

◎選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任

○議長(馬場武信君) 追加日程第16、選任第2号 三宅町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定にございますが、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員の選任については、議長において選任することに決定いたしました。

まず、総務建設委員会委員に辰巳勝秀君、池本久隆君、松田睦男君、廣瀬規矩次君、川口靖夫君を選任いたします。

福祉文教委員会委員に梅本勝久君、中尾正巳君、植村ケイ子君、渡辺哲久君と私、馬場武信を選任いたします。

◎日程の追加

○議長(馬場武信君) 続いて、三宅町議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

よって、三宅町議会運営委員会委員の選任を日程に追加することに決定いたしました。

◎選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任

○議長(馬場武信君) 追加日程第17、選任第3号 三宅町議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定はございますが、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員会委員の選任については、議長において選任いたすことに決定いたしました。

議会運営委員会委員に渡辺哲久君、植村ケイ子君、川口靖夫君、中尾正巳君、廣瀬規矩次君、松田睦男君、池本久隆君、辰巳勝秀君、梅本勝久君を選任いたします。

◎各常任委員会、特別委員会、正副委員長報告

○議長(馬場武信君) 休憩中において各委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選がなされましたので、報告いたします。

総務建設委員会委員長に辰巳勝秀君、副委員長に池本久隆君。

福祉文教委員会委員長に梅本勝久君、副委員長に植村ケイ子君。

議会運営委員会委員長に廣瀬規矩次君、副委員長に渡辺哲久君。

以上、報告いたします。

◎日程の追加

○議長(馬場武信君) 続いて、山辺広域行政事務組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

よって、山辺広域行政事務組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

◎選挙第4号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙

○議長(馬場武信君) 追加日程第18、選挙第4号 山辺広域行政事務組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。

います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

山辺広域行政事務組合の議員の指名をいたします。辰巳勝秀君、川口靖夫君、私、馬場武信を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました辰巳勝秀君、川口靖夫君、私、馬場武信を山辺広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました辰巳勝秀君、川口靖夫君、私、馬場武信が山辺広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました辰巳勝秀君、川口靖夫君、私、馬場武信が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程の追加

○議長(馬場武信君) 続いて、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(馬場武信君) 異議なしと認めます。

よって、川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

◎選挙第5号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙

○議長（馬場武信君） 追加日程第19、選挙第5号 川西町・三宅町式下中学校組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長においてこれを指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

式下中学校組合議会議員に梅本勝久君、植村ケイ子君、川口靖夫君、そして私、馬場武信を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました梅本勝久君、植村ケイ子君、川口靖夫君、私、馬場武信を式下中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました梅本勝久君、植村ケイ子君、川口靖夫君、私、馬場武信が式下中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました梅本勝久君、植村ケイ子君、川口靖夫君、馬場武信が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎日程の追加

○議長（馬場武信君） 続いて、国保中央病院組合議会議員の選挙を日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、国保中央病院組合議会議員の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

◎選挙第6号 国保中央病院組合議会議員の選挙

○議長（馬場武信君） 追加日程第20、選挙第6号 国保中央病院組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

選挙の方法については、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

国保中央病院組合議会議員に川口靖夫君と私、馬場武信を指名します。

お諮りします。

ただいま指名いたしました川口靖夫君、私、馬場武信を国保中央病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました川口靖夫君、私、馬場武信が国保中央病院組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました川口靖夫君、馬場武信が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎監査委員の辞任について

○議長（馬場武信君） 議会選出監査委員の梅本勝久君より、監査委員の辞任届が提出されております。

監査委員辞任についてをお諮りいたします。

監査委員、梅本勝久君の監査委員辞任届の朗読を省略し、監査委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） 異議なしと認めます。

よって、梅本勝久君の監査委員辞任を許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（馬場武信君） お諮りします。

ただいま監査委員が辞任されましたので、この際、追加議案として監査委員の選任の同意を日程に追加し、議題にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（馬場武信君） ご異議なしと認めます。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（馬場武信君） 追加日程第21、同意第2号 監査委員の選任についてを議題として、志野町長より説明を求めます。

志野町長、どうぞ。

○町長（志野孝光君） 同意第2号 監査委員の選任について、提案申し上げます。

監査委員に地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

住所、_____

氏名、梅本勝久。敬称略であります。

生年月日、_____生まれ。

再任であります。ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場武信君） ただいま町長の説明が終わりましたので、本件の同意を求める件を採決いたします。

この採決は起立で行います。

本件は、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（馬場武信君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（馬場武信君） 以上で、今期臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、志野町長よりご挨拶をお願いします。

○町長（志野孝光君） 三宅町議会第1回臨時会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今回ご提案いたしました補正予算2件、条例改正案7件の専決処分事項報告につきましては、原案どおりの承認をいただき、厚くお礼を申し上げます。

引き続き追加日程といたしまして、議会の役職の新たな選出が行われ、議長に馬場武信議員が、副議長に川口靖夫議員が当選され、各常任委員会の正副委員長、委員などの選任も行われ、新しい議会構成のもとに町議会がスタートいたしました。

地方公共団体を取り巻く状況は依然として厳しいものでありますが、議員皆様方とともに町政の発展と町民生活の向上を目指し、円滑な町政の運営に取り組んでまいり所存でございますので、今後とも議員皆様方におかれましても格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（馬場武信君） ふなれで不手際な点がありましたが、これをもって第1回臨時会は閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

(午後 2時15分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

前 議 長

前 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員